

2の力

興す力

価値を生み出すNPOの姿



手塚 明美

特定非営利活動法人
藤沢市市民活動推進連絡会
理事・事務局長

NPOの^{ささ}支えは、市民の信頼と共感です。そして、^{かなめ}要は、市民の満足と支援です。NPOに出逢い、理解し、信頼と共感を覚え、支援の気持ちが芽生え、その行為に満足感を覚える。この一連の流れが、市民の心に落ちた時、NPOの価値と、活動の継続性が生まれます。「興す力」では、「知っておきたいNPOのこと—信頼されるNPOの7つの条件—」を踏まえて価値を生み出すNPOの姿を学びます。

NPO を選択する意義とそのミッション

■エコでボランティアな江戸の町から

NPO やボランティア活動の心構えは強い意志が求められるように思いがちですが、日本の身近な歴史や文化をたどってNPOのことを話してみましょう。例えば江戸時代。テレビの時代劇を見ていると、岡っ引きや町火消しがでてきたりしませんか。あの人たち、実は稼ぐためのお仕事ではなく今でいうボランティアだったのです。江戸幕府といえば、巨大な組織であった様に想像しますが、実は、幕府の政(まつりごと)つまり、組織運営にほとんどの力を注いでおり、町民や農民の日常生活への示唆までの意識はなかったようです。いわゆる今のような公のサービスはなく、自分たちのことは自分たちで守らなければならなかった世の中で、自分たちで知恵を使って自助、共助の仕組みを構築し生活に取り入れていました。できることを少しずつ繋ぎ、繋がることによって日常生活を送っていました。さらに現代よりも圧倒的に資源は少ないわけですから、すべての資源を大切に最後まで使いつくすエコライフを送っていました。

生きていくための知恵として、自分のためだけというよりは、みんなのために自分の時間を割き、つながりを大切にするることにより、安心した生活を送ることが、生きていくための知恵として存在し、お金ではない大事なものが当時の社会を動かすエネルギーだったといえるのではないかと思うのです。

■民間非営利組織(NPO)の特徴

さて、民間非営利組織の特徴として営利を第一の目的にしないということがあります。幾らお金ではない大事な想いが社会を動かすエネルギーとはいえ、実際に活動をしている皆さんにとって、資金がなくては身動きが取れなくなってしまうのも事実です。非営利組織であっても人件費を含む活動経費は収入として確保しなければ、社会的な課題の解決のための活動を継続することはできません。ですが、なんと言ってもNPOにとって肝心なことは自らの意思で、社会的な目的を持った、がんばる市民グループであることです。

改めてNPOの特徴を確認します。①営利を第一の目的とせず ②「社会的な課題」や「地域の問題」を自ら解決しよう活動する ③市民グループ・組織をさしています。

自らが何かをしよう、自分の想いをカタチにしようといった気持ちが存在せず、解決しようとするものも見えない場合、NPO活動への参加及び参入はお奨めしません。

■市民の社会貢献活動(パッションからミッションへ)

ひとりの市民の気づきや困りごと、ほっとけないという気持ちや思いから、市民の社会貢献活動は始まり、動き出していきます。一人から二人、そしてメンバーが複数となりチームやグループとして広がりができます。

また、主体的に活動を進めているメンバーだけではなく、活動によって受益している市民の数や広がりからメンバーに使命感や活動責任も発生してきます。活動を主体的に進めるカタチは、様々です。個人のままで、チームを組んで、組織体を創って、法人として。どのカタチで運営することが、活動を最も効果的に進めることができるのか、複数のメンバーで活動している場合は、充分に話し合い、なぜこのカタチで活動をしたのか、しようとしたのか、共通理解することが重要です。

単なる情熱だけでは社会貢献活動は継続できません。活動をして自分たちで決めた課題を活動によって解決するという強い使命感が必要になります。できれば複数のメンバーと使命感を共有し、メンバーと共に活動できることが活動の継続につながり、社会に貢献する実のある活動となるのです。

市民の社会貢献活動

P

- ・個人のボランティア
- ・個人の責任

G

- ・グループで活動
- ・チームワーク

O

- ・組織として活動
- ・規約や役割の分担

C

- ・法人として活動
- ・雇用・財産・契約



あなたの団体が取り組んでいることを、下記のワークシートを活用して伝えてみましょう。
(講師が新しい企画を練り上げるとき使用しているシートを紹介します。)

A3用紙を1枚用紙します。下の図のように線を引きましょう。

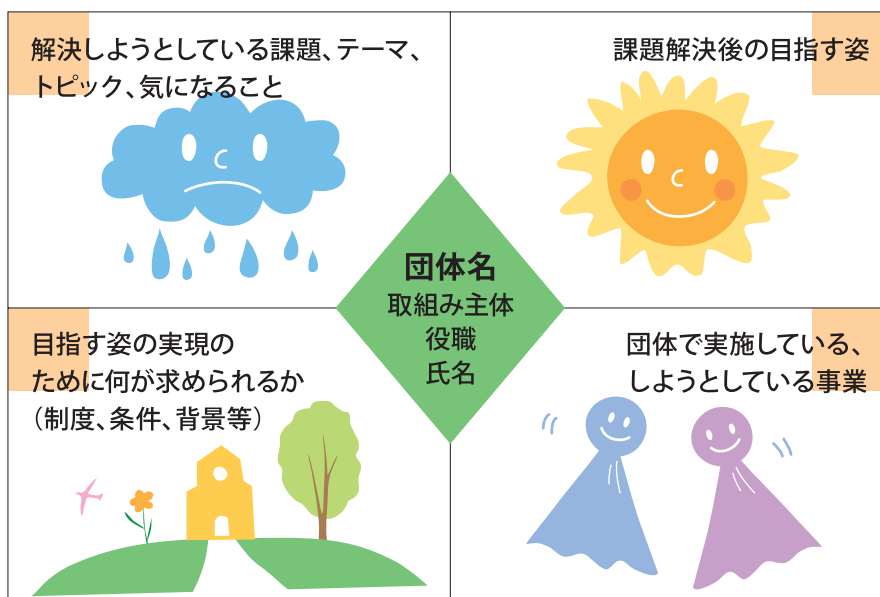
ではまずは、中央に「団体名」「役職」「氏名」を記入し、自分の立ち位置を明らかにしましょう。さあ、ここから始まります！

左上の曇りのスペースには「社会的に解決しようとしている課題、テーマ。地域の問題やトピック、気になること、変えようと思ったこと」を記入します。

右上の太陽のスペースには「課題解決後の目指す姿（こうなったらよいという姿、なんのためにやっているのか）」を記入します。

てるてる坊主のスペースには「団体で実施している、しようとしている事業」を記入します。左下の丘の眺めのスペースには「目指すべき姿の実現のために求められる協力者や制度・条件」を記入します。

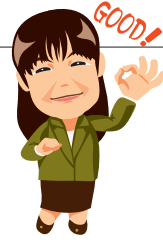
どこから書いてもよいので、書きやすいところから記入しましょう。



最後に、声を出して読み上げてみるのがとても大切です。自分たちの目指す姿や解決しようとしている社会的な課題や問題は団体内で共通の認識が必要です。また、協力者や事業の内容は団体内の部署や役職ごとによって変わってくるかもしれません。

このワークシートは、団体全体の計画や報告に使うこともできますが、事業単位での活用もできます。企画を考えるとき、裏紙をちょっと拝借して文字ではなく絵を書いて、発表しあうといった企画会議はいかがでしょうか。

社会性と公共性



■企業、NPO、政府の特徴

右ページの上の図をみてください。それぞれのセクションの社会性や公共性の特長と関係性を図にしました。企業の特徴は、利益が第一目的ですが、経済的な価値のみの追求ではなく、多様な価値観に基づく社会的な価値についても求める傾向が出てきました。

NPOの活動目的は、第一に社会的な課題や問題を解決するという社会的な価値を求めています。特定課題の解決へ向けて、地域性やテーマ性の高い活動を行っており、活動の幅は狭く深いのですが、活動の社会性や公共性は高いといえます。

政府や行政は、公平・平等、効率を重視し、広く浅く社会性や公共性のあるサービスを提供している専門機関です。

何よりも注目したいことは、NPOは、企業へも政府・行政へも、市民として意見を出すことができると共に、協力することもできるということです。

このようなことから、今後はこれらがバランスよく機能することにより、社会的な課題や地域の問題の解決に向かうのではないかと思います。

■果たす役割

NPOの特徴を理解の上で、社会に果たす役割を考えましょう。

ボランティアな活動はまず繰り返しになりますが、ひとりが二人に、そしてメンバーが複数となりチームやグループとして広がりが出てきます。つまり、官や公のサービスではまかなえなかった地域課題の解決に向かう場合が多いのです。また、規模が比較的小さいために、個人の思いや気づきが反映されやすく、活動そのものが生きがいになる場合も多々あります。

更に、少子高齢化や自然災害、環境問題と公共サービスの幅と深さが広がり、自助・共助・互助の精神が注目されつつあります。このような動きを推し進める役割もNPOに求められてきている実感を持つ関係者も多いのではないのでしょうか。

最後に、団体自治・市民自治の流れから、地域分権を推奨する動きも見られ、地域の個性を際立たせ、活性化を進めるといった、新たな地域社会創りへの案内人としての役割も期待されているのです。

■非営利活動の原則

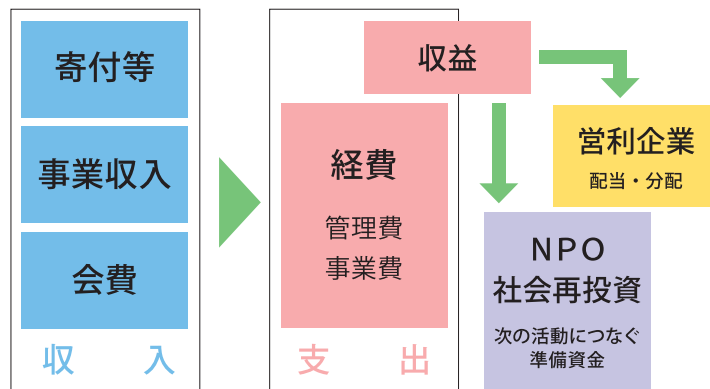
NPOの収入は、大きく別けて会費、事業収入、寄付等の3種類です。それ以外の収入として、助成金や委託金を思い浮かべましょう。何か事業を実施するための収入を考えたとき、受益者負担だけではなく助成金を申請して獲得しようと思う場合もあります。だからといって簡単に助成・補助が受けられることはなく、企画書を作成し、助成側に納得してもらうための努力をします。よって、助成金は、ある種事業収入と思ってそちらに参入しても良いと考えています。委託金も同様の正確を持ち、同じく事業収入に換算することもあります。右ページの下の図にあるような割合は理想であり、活動の内容や資金の特徴に応じ、団体内での黄金比を考えることも大切です。

支出では、人件費を含めて、管理費、経費などが支払われます。余剰金が出る場合もあるかもしれません。この部分を株主や出資者へ配当・分配するのが営利企業です。NPOの場合は、次の活動に使う準備資金、つまり社会再投資のための資金に内部留保しましょう。そして来年度の継続的な事業に使う、新規事業の立ち上げのために積み立てておくということが出来るのです。非営利という言葉は、収益を上げないということではありません。大いに収益も上げつつ公益的な活動の幅を広げましょう。

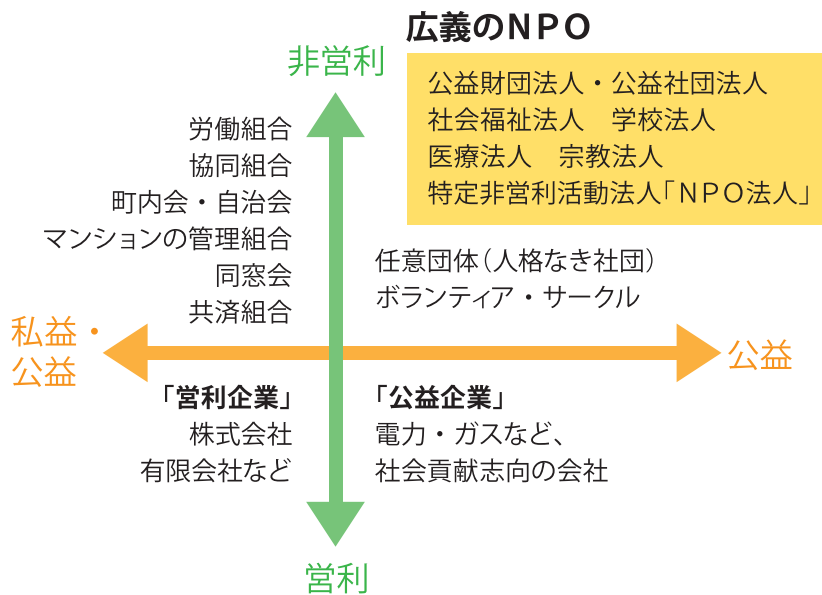
●社会性・公共性



●非営利活動の原則



●各種組織の分類



組織の形態



■任意団体と特定非営利活動法人(NPO 法人)の違い

任意団体は、何の制約もありません。法律にのっとっているものではないのです。契約の主体はあくまで個人ですので、その責任は代表者が負うことになります。また活動はいつ始めてもいいですし、いつ辞めてもいいのです。

特定非営利活動法人は、組織が人格をもっていることとなりますので、法人登記をし、必要に応じて各種書類を関係機関に提出しなければなりません。

また、公益的なサービスを行っていたとしても、法律上の事業主体となりますので、税法上の収益事業を実施した場合は、法人税や消費税を払うことは当然で、スタッフを雇用した場合は、社会保険を完備して雇用体制をつくることもできます。そこに継続的な運営体制の基盤をつくることもできます。

■NPO 法人と企業の利害関係者の違い

利害関係者は、最近ではステークホルダーともいい、団体内部の関係者のみならず、協力者や関係する諸団体や関係各所など、かなり広く捉えている場合もあります。ここでは解りやすいように右ページの図に基づいて説明します。上がNPO、下が株式会社です。ほとんどカタチはわかりませんが、書いている言葉がそれぞれ違います。

サービスを提供する点は一緒です。株式会社は株を販売して資金の獲得を図ります。その資金と売り上げによって会社そのものが稼動し、役員・従業員の人件費やその他の経費を賄っています。NPO 法人の場合、会員という支援者により会費が納入されます。また、事業を実施しますので、事業収入も入ります。額として多いか少ないかは別として、資金の流れはここまでは一緒です。違うのは、株主や会員への配当があるかどうかだけです。また、株主は配当を理解して株の取得をしますが、NPO の会員は金銭的な見返りはないということを理解して会員になります。

NPO の良さはここにあります。「課題に気づいた」→「何かしたい」→「でもできない」→「課題解決にうってつけのNPO を応援しよう」、といった道を開いていることです。NPO の公益サービスを受けようとする市民とそのサービスを応援したいと考えて行動する市民へと、波及効果は消費生活社会における効果の2倍以上といえるでしょう。

右側の「受益者」と左側の「会員・寄付者」の市民両方に影響を与えることが最大の効果です。ここが社会を変えるといわれるNPO の特徴です。サービスを受ける市民にも影響を与え、サービスをしていることを応援しようとする市民も獲得できるのです。NPO はさまざまな関係者をつないで、問題を解決するしくみなのです。

■NPO 法人と一般社団法人の違い

ひとりで「法人」といっても、NPO 法人に限らず、社会にはいろいろな法人があります。個人ではない、法的に定められた組織である法人は、社会的に認知された組織としてさまざまな形態があります。法人の分類は大きく二つに分かれます。一つは株式会社など営利を第一の目的とし、利益を分配する「営利法人」と、利益を目的としない「非営利法人」です。この営利を第一の目的にまた分配を目的にするか否かがまず大きな分岐点です。

さらに、非営利法人には、特定非営利活動促進法のような特別法に定められた、特定非営利活動法人（通称NPO 法人）と定款によって非営利型を謳っている非営利型法人があります。一般社団(財団)法人は非営利型、公益型、共益型を定款によって決めることができるかなり融通性の高い法人です。

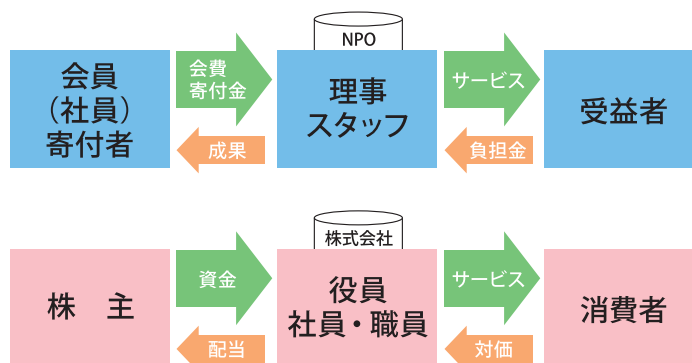
右ページの下を表を参考に、NPO 法人と一般社団(財団)法人の違いをみてみましょう。NPO 法人は特定非営利活動促進法に定める20の特定非営利活動分野の一つでも当てはまるが大前提となり、公益性が重視され情報公開の義務などが課せられます。一般社団(財団)法人は、法律上は公益性、非営利性は求められていません。定款で書くか書かないかということになります。設立当初の社員の数も異なります。一般財団法人の場合は、資本金が300万円以上必要です。いずれも税法上の34業種の事業をする場合は、法人税の課税対象となります。



●任意団体 NPO 法人

区 分	任意団体	特定非営利活動法人 (NPO法人)
設立条件 届出等	法的な規定はない	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法に規定された要件を備える ・所轄庁の認証を受ける ・法人登記をする
法律上の 権利義務	契約の主体は個人 (一般的には、代表者となる)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約主体は法人 ・納税義務 ・社会保障等への加入義務

●NPO法人と企業の利害関係者



●各種組織の分類

	特定非営利活動法人	一般社団法人	一般財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	
設立の条件	活動	公益性、非営利性は求められていない 制限なし、柔軟な事業の展開が可能	
	社員	2名以上	1名以上
	資本	0円	300万円以上
	役員	理事3名以上 監事1名以上	理事1名以上 理事会設置の場合 (監事必要)
監督等	所轄庁への報告等	原則、法人の自主的な運営が可能	
設立費用	申請手数料登記料 0円	定款認証手数料、印紙代、登記印紙代 約15万円	
税制	税法上の収益事業を実施する場合は、法人税の課税対象		



被災者支援でお世話になった方達と 共にNPO法人を設立 ～てみずの会の場合～



1999年12月にNPO法人を設立して14年になろうとしています。当初は見切り発車のような形で出発した団体でした。でも、今まで関わってくださった障害者の方、ボランティアの皆さん、ご家族、地域の皆さんと一緒に様々な問題を一緒に解決することで育てられ、成長し続けることができたと思っています。これまでの成り立ちを紹介させていただきます。

阪神淡路大震災の時は自宅にいて、すさまじい揺れで目をさました。当時は訪問介護のヘルパー。利用者さんのお宅に伺うことができたのも1週間後。やっと会えた感動は今も忘れません。

震災後4ヶ月が経ち、所属していた社会福祉法人から地域型仮設住宅の生活支援員として派遣する辞令を受け取り、新たな仕事が始まりました。小規模で入居者は周辺地域の住民の皆さんでしたのですぐに打ち解けていたように思います。

入居当初は不満を言い募っていた人達も、生活になじみ友人ができてくると「死ぬまでここで暮らしたい」と言う程になっていました。でも出なければならぬのが仮設住宅の宿命です。住民の皆さんとの話から「グループホーム」を作ろうというアイデアが出てきました。その頃ちょうど「ともに住まう研究会」に参加。地域で支え合って暮らすことをテーマに話し合いを続けていました。ここで知り合った建築家と検討したところ、実現の兆しが見えたのです。

検討を進めるうちにグループハウスとコレクティブハウスを組み合わせた共同住宅が作られることになりました。1階には交流室を設け入居者が利用できるように工夫しました。共同住宅が完成した後はどう運営するか、事業の手腕が問われます。そこで仮設住宅時代につながりのできた方々とNPO法人を設立することに。お世話になった方や専門家の方々に会員になっていただき理事会で協議しながら進めるのが最適だと思ったからです。

その後は地域福祉の拠点として、コレクティブハウスの運営、デイサービス、ショートステイ、託老所、配食サービス、居宅介護事業などを実施していますがどれも周囲の方から請われて始めたことばかり。これからも、利用者さんがそれまでの社会生活を続けながら、安心して自宅で暮らせる援助を続けたいと思います。

■特定非営利活動法人 てみずの会

〒658-0082

兵庫県神戸市東灘区魚崎北町4丁目6-17

ココライフ魚崎1F

阪神淡路大震災以後、グループホームなどの運営を通じて地域福祉を推進するために設立しました。

目的は、高齢者や障害を持つ人に対して、地域で自立し、困った時にお互い助け合うこと。また、地域社会を豊かで住み良くするための福祉支援活動を行い、地域の人々と共に福祉の増進とまちづくりの推進を図ることです。

